

2003.6.27

後藤 健郎

法定賠償制度の必要について

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴う
 著作権・隣接権侵害行為の多様化（特に公衆送信権，送信可能化権侵害の多発）
 サイト上での動画配信 P2Pファイル交換（WinMX，Winnyなど）

対策

静観・泣き寝入り

権利行使
止めてもらう！！

民事

刑事

マンパワーの限界。

差止請求

112条
 侵害をすべては止められない。
 たとえ止められても、別のサイトで即時再開される。

損害賠償請求

(新)114条1項

「譲渡・ダウンロード数量×
 単位当たり権利者の利益の
 額」
 ダウンロード回数の把握が
 困難。

(新)114条2項

「...侵害の行為により
 利益を受けているときは...」
 無料で行われる場合が多く
 利益の額がない。

(新)114条3項

「...受けるべき金銭の額に
 相当する額を...」
 ダウンロード回数の把握が
 困難。音楽等、一部の著作物
 を除いてはダウンロード回数
 に係わらない許諾料相当額の
 認定が困難。

114条の4

「裁判所は...
 相当な損害額を認定...」
 裁判結果が出るまで額の予
 想がつかない。
 裁判官にとって認定の基準が
 ない。

法定賠償 (新設)

「侵害を受けた著作物1作品に
 つき10万円を最低額とする」
 ダウンロード回数が把握でき
 なくても請求できる。

手間と時間がかかる

迅速かつ簡便
 (立証負担の軽減)